

会議等名	平成21年度第1回海岸漂着物対策推進協議会について
日 時	平成21年10月30日（金）13：30～15：00
場 所	県庁6階 講堂
出席者	別添出席者名簿のとおり

概 要

今後の海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進する方策を協議するために設置した協議会の第1回目の会議を開催し、これまでの取組状況等の説明を行い、委員に共通認識を持っていただくとともに、計画に対して委員から意見等を伺った。

1. あいさつ（島根県廃棄物対策課 松村課長）

- 本県には、韓国をはじめとする対岸諸国からの漂着物が大量に漂着していることから、日韓実務者協議への参加や国への一体的取組の要請活動を実施してきた。
- 今年7月には、「海岸漂着物処理推進法」が制定され、年内にも国の基本方針が策定されるとともに、政府の財政措置も規定された。
- 国の地域GND基金事業55億円のうち、本県に294百万円が内示され、本年度から3か年で事業を実施することとなった。
- H22～23年度に海岸漂着物の回収・撤去を行うこととなるが、その後の財政措置も必要であり、国に対して要請していきたい。
- ボランティア等による回収活動に対しては、H14年度から県の市町村交付金事業で支援するとともに、「海岸漂着物初期対応マニュアル」を作成し、関係機関による海岸漂着物の発見から処分までの対応をとりまとめた。
- 地域GND基金事業により、船による回収等が可能になったことから、関係者が連携して県内における回収システムを構築したい。
- 本日は、そのための共通認識を持っていただくとともに、計画に対する意見をいただきたい。

2. 議題

(1) 第1回目の協議会は、漂着ごみに関する県内の状況、国の動き及び地域計画の作成等について、共通認識を図ることを目的として、県から以下の内容を説明した。

- ①海岸漂着物対策推進協議会の概要について
- ②海岸漂着ごみの漂着状況について
- ③海岸漂着ごみに関する取組及び成果について
- ④地域計画作成の概要及びスケジュールについて
 - ・県と市町村とで協議した上で、重点区域の候補を選定し、次回示したい。

(2) 各立場からの海岸漂着ごみに対する意見交換を行った。（自己紹介を含めて）

<現状等>

- ・毎年、清掃活動をしているが、漁業者の高齢化により参加者が減少しており、子供会に協力を要請している。
- ・回収できないところが増えている。

- ・ 隠岐は国立公園であり、海岸清掃に期待している。
- ・ 海藻も多く流れ着く。
- ・ 漁網や流木等は手に負えないため、漁師に依頼して回収してもらっている。
- ・ 人の行けない所で回収したい場所があるが、どんどん流れていっている。
- ・ 日本のごみも海外に流れており、子供たちと一緒に勉強中である。
- ・ 回収の困難な場所（人が行けない、金がかかる）にごみがたまる。
- ・ 海上パトロールでは、流木や漁網にからまった漁船等の救助が増えている。
- ・ 漁業者にとって海は生活の糧であり、まずは漂着ごみを、続いて漂流、海底ごみの回収をお願いしたい。
- ・ 漁業者は、被害者であると同時に加害者（漁網等）でもあると認識している。

<要望等>

- ・ 清掃してもすぐにごみはたまるので、1回やれば済む話ではない。
- ・ 一旦きれいになった海岸であれば、子供でも対応可能ではないか。
- ・ ごみのないきれいな海が、観光地のポイントとして評価が高い。観光入り込み客の多い所を重点区域に入れて欲しい。
- ・ どうすれば解決するのか、ぜひ協議会で議論して欲しい。
- ・ 法により役割が明確化されたことから、地域計画では、円滑な処理推進と連携が重要である。

(3) 次回協議会の開催について (県)

- ・ 1月末に開催し、国の基本方針を踏まえた計画のたたき台を示したい。

7. 閉会 (島根県廃棄物対策課 松村課長)

- 色々悩みながら検討しているので、一緒になって取り組んでいただきたい。
- 継続的な取組となるようにしていきたい。